

社会福祉法人南知多町社会福祉協議会 ボランティアセンター「ボランティア登録」要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南知多町における非営利の自主的、主体的なボランティア活動の推進を図るため、社会福祉法人南知多町社会福祉協議会ボランティアセンター(以下「センター」という。)へのボランティア登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の種類)

第2条 登録の種類は、次の定めるとおりとする。

- (1) ボランティアグループ登録
- (2) 個人ボランティア登録

(ボランティア登録要件)

第3条 ボランティア登録要件は、登録の種類ごとに次の要件を備えているものとする。

(1) ボランティアグループ登録

- ア 原則5名以上の会員を有すること。
- イ 南知多町内の地域・施設等での活動も行い、自主的で継続的な活動であること。
- ウ 活動に伴う実費弁償を除いて無報酬であること。
- エ センターが関わる行事に積極的に参加協力する意思があること。
- オ 大規模災害時、南知多町社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンターでのボランティア活動を依頼する場合があることに同意すること。

(2) 個人ボランティア登録

- ア 南知多町に在住、在勤、在学のいずれかであること。
- イ 南知多町内の地域・施設等での活動も行い、自主的で継続的な活動であること。
- ウ センターが関わる行事に積極的に参加協力する意思があること。
- エ 大規模災害時、南知多町社会福祉協議会の運営する災害ボランティアセンターでのボランティア活動を依頼する場合があることに同意すること。

(登録による特典)

第4条 センターに登録したボランティアグループ及び個人ボランティアは、次の特典を受けることができるものとする。

- (1) ボランティア活動保険に加入する場合、掛金の一部補助を受けることができること。
- (2) 南知多町社会教育・体育施設をボランティア活動に利用することができること。(ボランティアグループ登録のみ)
- (3) 社会福祉法人南知多町社会福祉協議会ボランティアグループ事業助成に応募することができること。(ボランティアグループ登録のみ)
- (4) センターよりボランティアに関する情報の個別送付を受けることができること。(ボランティアグループについてはグループの長のみ)
- (5) センター備品の貸し出しを受けることができること。

(ボランティアの登録方法)

第5条 センターに登録するには、ボランティア登録書(グループは様式第1号並びに個人は様式第2号)及びボランティアグループ概要(グループ登録のみ)をセンターに提出するものとする。

2 ボランティアグループ登録の場合は、会則及び会員名簿も併せてセンターに提出するものとする。

(ボランティア登録の更新)

第6条 ボランティア登録の更新は、年度毎に行うものとする。

(ボランティア登録の解除)

第7条 ボランティア登録を解除する場合は、ボランティア登録解除届(様式3号)をセンターに提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、社会福祉法人南知多町社会福祉協議会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。